

平成31年 2月10日

お客さま 各位

阪神高速道路株式会社
大阪管理局総務・管理部営業課

8号京都線の移管について（お知らせ）

平素は、阪神高速道路をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度8号京都線につきましては、合理的・効率的な管理を行う観点から、下記のとおり、西日本高速道路株式会社と京都市に移管する予定となっております。

この移管に伴い、西日本高速道路株式会社に移管する区間は、西日本高速道路株式会社が通行料金の請求を行うこととなります（京都市に移管する区間は無料）。また移管後、弊社が実施する路線バス割引はご利用いただけなくなります。

皆さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 移管日時

平成31年4月1日 0時00分

2. 移管箇所【移管先】

- ・山科から鴨川東（新十条通）【京都市】
- ・鴨川東から巨椋池（油小路線・斜久世橋）
【西日本高速道路株式会社】

3. お問合せ先

阪神高速に関するお問合せ

阪神高速お客さまセンター

06-6576-1484

受付時間

平日 8時30分～19時00分

土日祝及び年末年始 9時00分～18時00分

以上

